

大学における著作権

2024.2.28 麗澤大学情報教育センター主催研修会

天野由貴(帝京大学)

自己紹介



専門は教育工学, 情報教育
熊本大学教授システム学専攻(GSIS)

帝京大学 ラーニングテクノロジー開発室 講師
LMSの管理, サポート

2016年～
大学ICT推進協議会(AXIES) 学術・教育コンテンツ共有流通部会(CSD)にて, 著作権TFとして活動
(2018年著作権法35条改正に関する普及活動)

2022年
『すごくわかる 著作権と授業』執筆(AXIES発行)

AXIES制作の著作権教育教材

https://axies.jp/report/copyright_education/


大学 ICT 推進協議会

[ホーム](#)
[協議会について](#)
[入会のご案内](#)
[ニュース](#)
[イベント](#)
[通常総会](#)
[年次大会](#)
[報告書等](#)
[論文誌](#)
[部会](#)
[EDUCAUSEとの連携](#)

サイト内検索

報告書等
REPORT

HOME > 報告書等 > 著作権教育教材

著作権教育教材

2022.12.5作成 2024.1.9更新

大学ICT推進協議会（AXIES）では、著作権教育教材として、以下の教材を企画・制作しております。

- ・先生向け冊子（PDF, WEB）
- ・学生向け学習教材（動画）

2018年に著作権法35条が改正され、教育現場においての著作物の取り扱いについて変更がありました。
AXIESとしてはその変更を広く教育機関へ伝えるとともに、著作権についての理解を促進し、著作権教育がより活発となることを目指し、以下の教材をクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのもとに公開します。



すごくわかる 著作権と授業

- 冊子版(PDF)
まだまだ人気の紙媒体
- Web版
レスポンス対応
- 英語版もあり
- クイズあり

CC-BYで公開





執筆 天野 由貴(あまの ゆき)

大学ICT推進協議会 学術・教育コンテンツ 共有流通部会 著作権タスクフォースメンバー。
帝京大学 ラーニングテクノロジー開発室 講師。
ねこでもわかるグラフシリーズ連載中。ねこ4匹と暮らしている。



監修 木村 剛大(きむら こうだい)

弁護士(日本・ニューヨーク州・ワシントンDC)、小林・弓削田法律事務所パートナー。
ウェブ版美術手帖での連載「アートと法/Art Law」、「アートと法の基礎知識」、「クリエイターのための権利の本」(ボーンデジタル、2018)の共著、法律監修など著作権を一般にも分かりやすく解説することにも力を入れている。ボクシング好き(みるのだけ)。



企画 隅谷 孝洋(すみや たかひろ)

大学ICT推進協議会 学術・教育コンテンツ 共有流通部会 著作権タスクフォースメンバー。
著作物の教育利用に関する関係者フォーラム委員(2021、2022年度)。広島大学情報メディア教育研究センター教授。Star Wars とラーメンが好き。



イラスト 角田 綾佳(すみだ あやか)

株式会社キテレツ、デザイナー&イラストレーター。ウェブデザインを中心に、印刷物や広告などさまざまなデザインを手がける。ねことラッコとK-POPが大好き。



デザイン・DTP 佐藤 理樹(さとう まさき)

アルファデザイン、書籍制作中心のグラフィックデザイナー。著書『はじめてのIllustrator CC』(秀和システム)。デザイン・DTP『クリエイターのための権利の本』、『HTML 解体新書』(ボーンデジタル)、『ネオ・ダダの逆説』(みすず書房)など。バイクとねこと日本酒好き。



編集 小関 匡(こせき きょう)

IT、Web、デザイン系のライター兼書籍編集者。ライターとしては、企業のオウンドメディアを中心に活動中。主な書籍編集実績『クリエイターのための権利の本』(ボーンデジタル)『鬼フィードバック デザインのチカラは“ダメ出し”で育つ』(MdN)他。日本酒好きなれど、ダイエットのため節酒中。



「著作権トラブル解決のバイブル！クリエイターのための権利の本 改訂版」

大串肇(著), 北村崇(著), 木村剛大(著, 監修), 古賀海人(著), 齋木弘樹(著), 角田綾佳(著), 染谷昌利(著), 小関匡(編集), 斉藤美絵(編集)
ボーンデジタル

CHAPTER 1 著作権の基礎

01 著作権法とは

02 著作物とは

03 著作者とは

04 著作権とは

CHAPTER 2 授業における著作権

01 授業と著作物

02 引用(32条 1項)

03 授業目的の複製等(35条)

04 改正著作権法第 35条運用指針

CHAPTER 3 授業における著作物利用 Q&A

01 授業における著作物利用Q&A

CHAPTER 4 許諾の取り方

01 利用許諾の取り方

学生向け動画教材『基礎から学ぶ著作権』

基礎から学ぶ著作権

この教材について CCについて クレジット 資料

CC BY ND 表示-改変禁止 4.0 国際 (CC BY-ND4.0)

【本動画は「基礎から学ぶ著作権/AXIES/CC BY-ND 4.0」のようにクレジットを表記し、改変禁止の条件の下で利用してください。】



1
そもそも著作権とは

物語編

解説編



2
著作物を
公衆に送信する権利

物語編

解説編



3
著作者が持つ
人格的な権利

物語編

解説編



4
著作物の保護期間と
利用の仕方

物語編

解説編



5
学校教育に関わりの
深い特別なルール

物語編

解説編



6
SNSで著作権侵害？

物語編

解説編



7
利用規約を
読みましょう

物語編

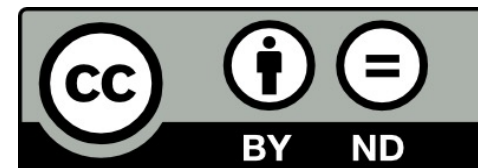
解説編



8
引用について学ぶ

物語編

解説編



CC-BY-ND
ND=改変禁止

物語編＋解説編

情報倫理デジタルビデオ小作品集の
制作スタッフ



07a.mp4 ↓

AXIES



基礎から学ぶ著作権

利用規約を読みましょう

物語編

基礎から学ぶ著作権

この教材について

CCについて

クレジット

資料



表示-改変禁止 4.0 国際 (CC BY-ND4.0)

【本動画は「基礎から学ぶ著作権/AXIES/CC BY-ND 4.0」のようにクレジットを表記し、改変禁止の条件の下で利用してください。】

資料

シナリオ

- 1: そもそも著作権とは
- 2: 著作物を公衆に送信する権利
- 3: 著作権者が持つ人格的な権利
- 4: 著作物の保護期間と利用の仕方
- 5: 学校教育に関わりの深い特別なルール
- 6: SNSで著作権侵害?
- 7: 利用規約を読みましょう
- 8: 引用について学ぶ

シナリオ

シナリオ

シナリオ

シナリオ

シナリオ

シナリオ

シナリオ

シナリオ

動画もシナリオも
ダウンロードできる

2023年度はさらに15本を制作中！（年度末公開予定）



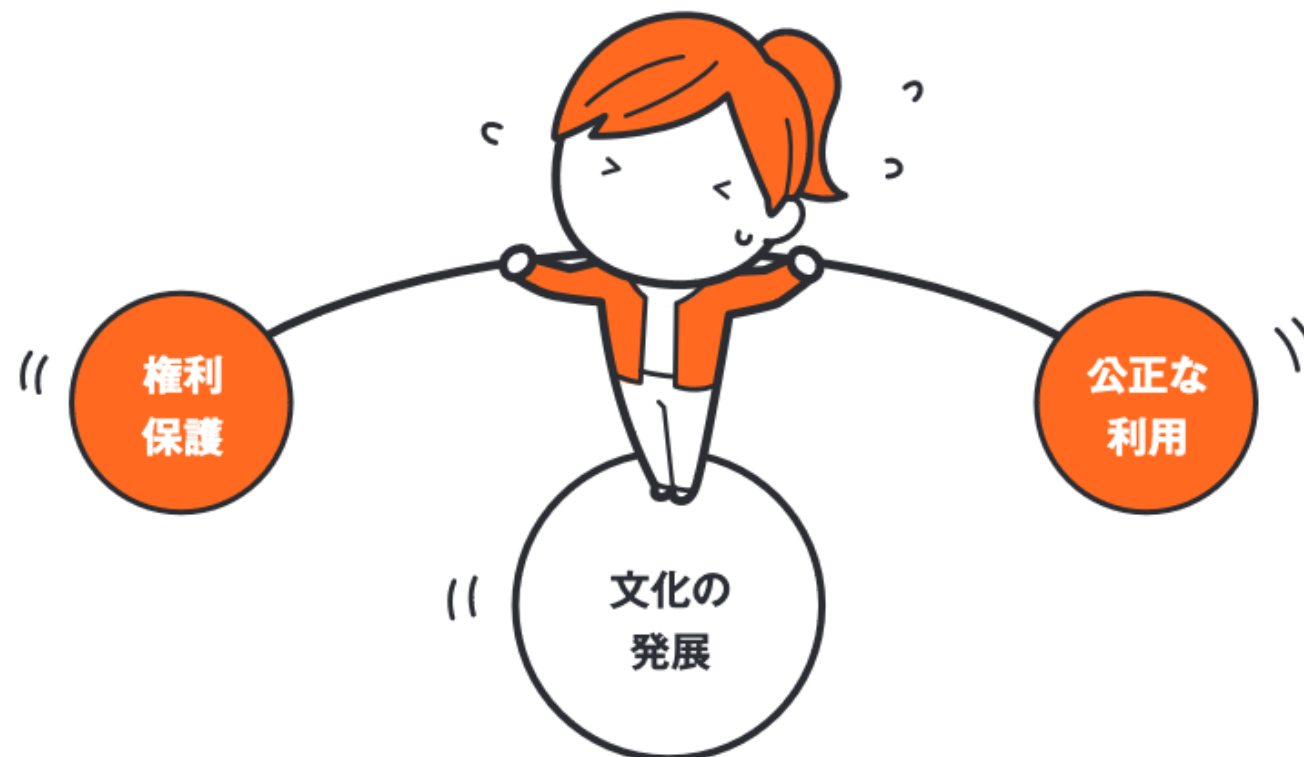
サイトもレスポンスに
きれいになります。
字幕もつきます。



著作権の基礎

著作権法の目的

第1条(目的) この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し**著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、**これらの文化的所産の**公正な利用**に留意しつつ、**著作権等の権利の保護**を図り、**もって文化の発展に寄与することを目的**とする。



■ 著作物とは

思想又は感情を創作的に表現したもの（2条1項 1号）

思想感情を
感得できること

著作物にあたらなないもの

- データ

学生数, 成績一覧, 実験・観測データ etc.

- 事実

「坂本龍一は2023年3月28日にがんで死去した」

- アイデア

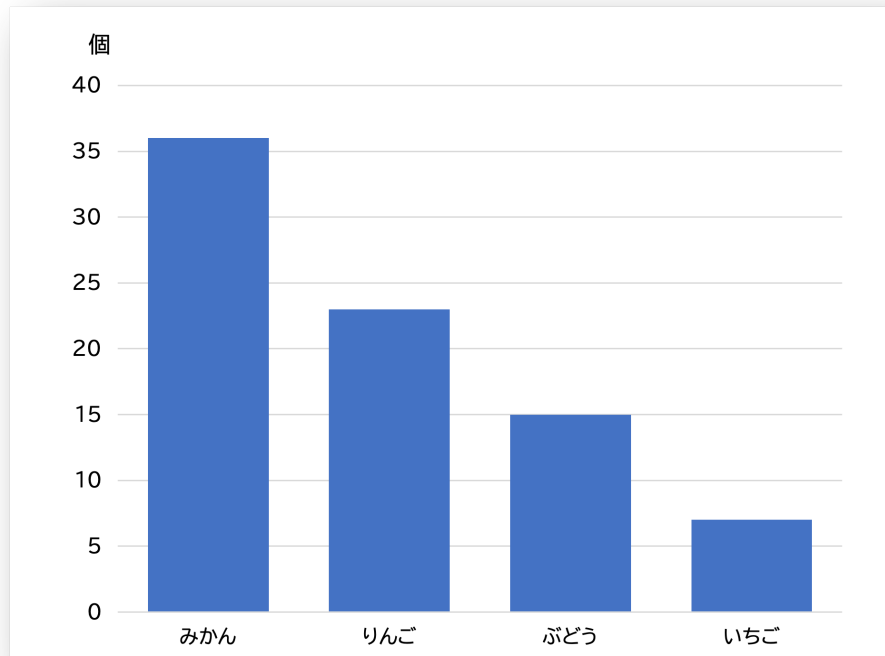
画風, 作風, 設定, レシピ etc.

ラブソング効果

- ありふれたもの

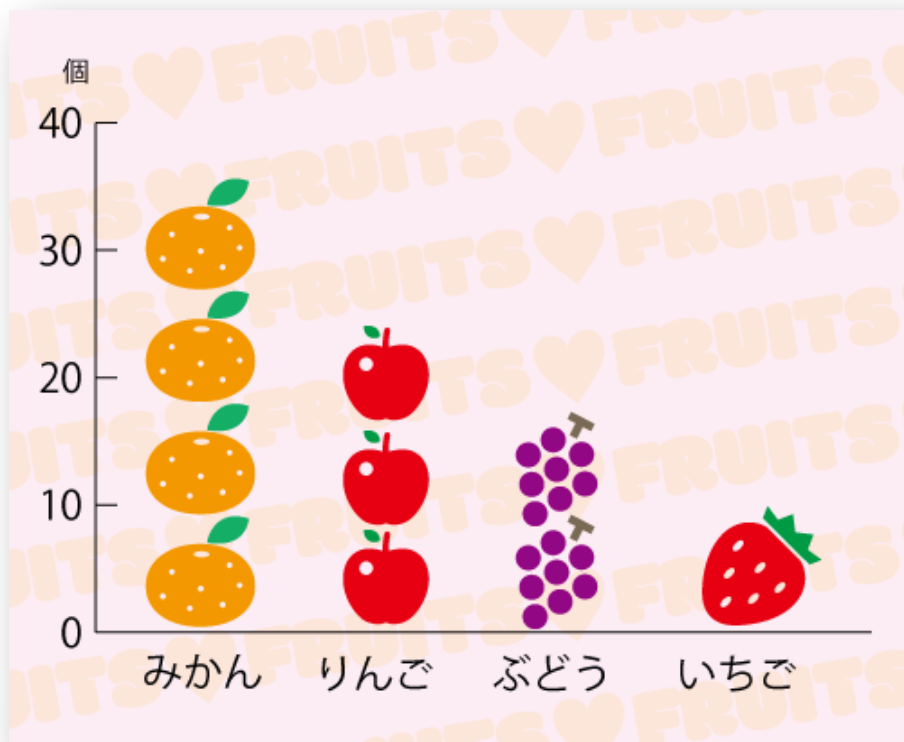
「雨が降ってきたので傘を差した」, ○△□などの図形

著作物か著作物じゃないか



ツナにんじんしりしりの作り方

1. にんじんを千切りする
2. フライパンにごま油を引き1を炒める
3. 2に油をきったツナを混ぜる



ツナにんじんしりしりの作り方

1. にんじんを千切りします。
2. フライパンにごま油を引き, 1のにんじんをシナシナなるまで, よ〜く炒めます。
3. ツナ缶からツナを出してぎゅーっとしぼり, 2によ〜く混ぜます。



■ 著作者と著作権者

著作者 著作物を創作する者をいう。(2条1項2号)

プロ・アマ, 年齢関係なし!

小学生の読書感想文も, 小学生は著作者になりえる

(事例)

[同志社大の司法研究科教授が論文盗用「ネット上の学生の文章に著作権はないと誤解」](#)

ITmedia NEWS 2022年09月09日

著作権とは, 勝手に〇〇されない権利

創作時に自動的に発生

著作権(著作者の権利)

著作者人格権

公表権, 氏名表示権,
同一性保持権

著作権(財産権)

複製権, 上演権及び演奏権, 公衆送信権、送信可能化権、公の伝達権, 口述権, 展示権, 頒布権, 譲渡権, 貸与権, 翻訳権・翻案権, 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

著作隣接権

実演家の権利

実演家人格権

氏名表示権, 同一性保持権

レコード製作者の権利

著作隣接権(財産権)

録音・録画権, 放送・有線放送権, 送信可能化権, 譲渡権, 貸与権

放送事業者の権利

著作隣接権(財産権)

複製権, 送信可能化権, 譲渡権, 貸与権

有線放送事業者の権利

■ 著作者人格権

- 公表権

いつ, どんな形態で, 公表するかしないか

- 氏名表示権

本名か, ペンネームか, 氏名を表示するかしないか

- 同一性保持権

著作物を無断で改変されない

表記ゆれを直しても, 侵害の可能性

東京高判平成3年12月19日判時1422号123頁〔法政大学懸賞論文事件〕

■ 名誉声望保持権

著作者人格権は…

譲渡できない

相続もできない

著作者が死亡したら消滅

名誉声望保持権(60条)

著作者死亡後も

著作物を公衆に提供したり, 提示したりする者は,
著作者人格権を侵害する行為をしてはいけない

大学に関係深い著作権

- 複製権

コピー機使う, PDFデータをコピーする, 画像を添付してメール送信, 雑誌記事をスマホで写真撮る, 絵を見ながら模写する

- 翻訳・翻案権

他言語翻訳, 編曲, 脚色, 漫画化, 映画化, 変形

- 公衆送信権

公衆が直接受信できるかたちで, Webで公開, LMSで公開, 放送

- 公の伝達

公衆送信されているものを受信機を使って公衆に見せること
Webサイトをスクリーンで映しながら操作して見せる

- 上映権

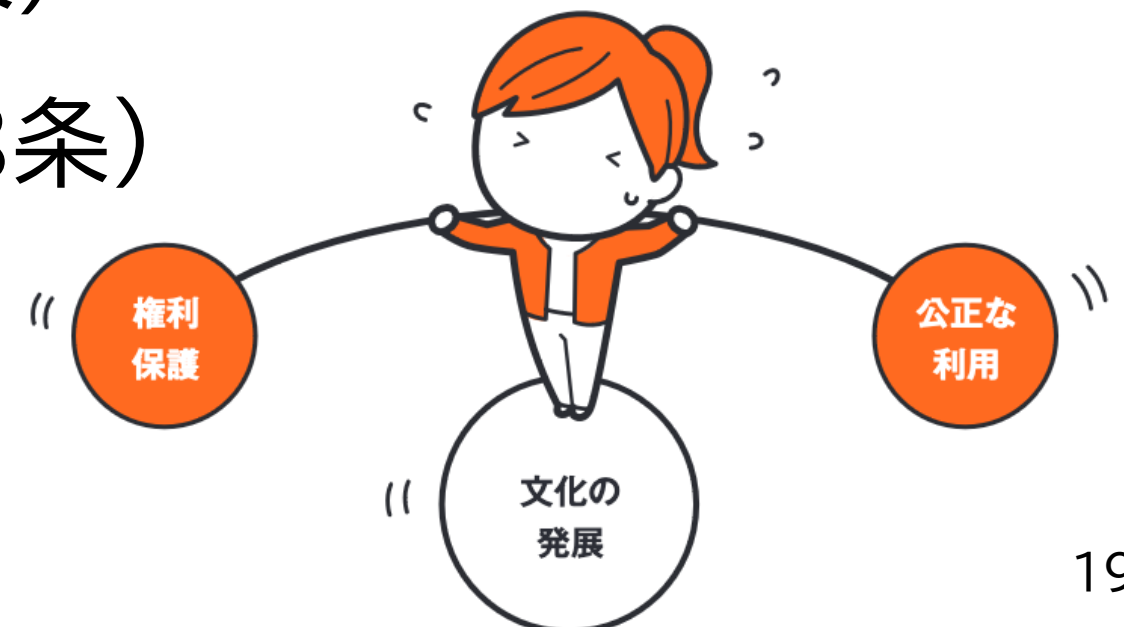
著作物を映写すること
スライドをスクリーンで見せる

「公衆」とは
「不特定」または「多数」

■ 著作権者の権利を制限する 権利制限規定

公正な利用＝著作権者の許諾なくおこなってよい

- ・ 私的使用のための複製(30条)
- ・ 付随対象著作物の利用(30条の2)
- ・ 図書館等における複製(31条)
- ・ 引用(32条1項)
- ・ 教育機関における複製等(35条)
- ・ 試験問題としての複製等(36条)
- ・ 営利を目的としない上演等(38条)



- 私的複製

自分が見るためだったら複製してもOK

芸能人の写真を自分のスマホにスクショ保存

自分の復習のために、友達から借りた本をコピー

- 付随対象著作物

写り込みならOK

研究室紹介のHPに掲載している研究室内の写真に、
アニメのポスターが写り込んでいる

- 試験問題として複製

性質上、事前の許諾不要

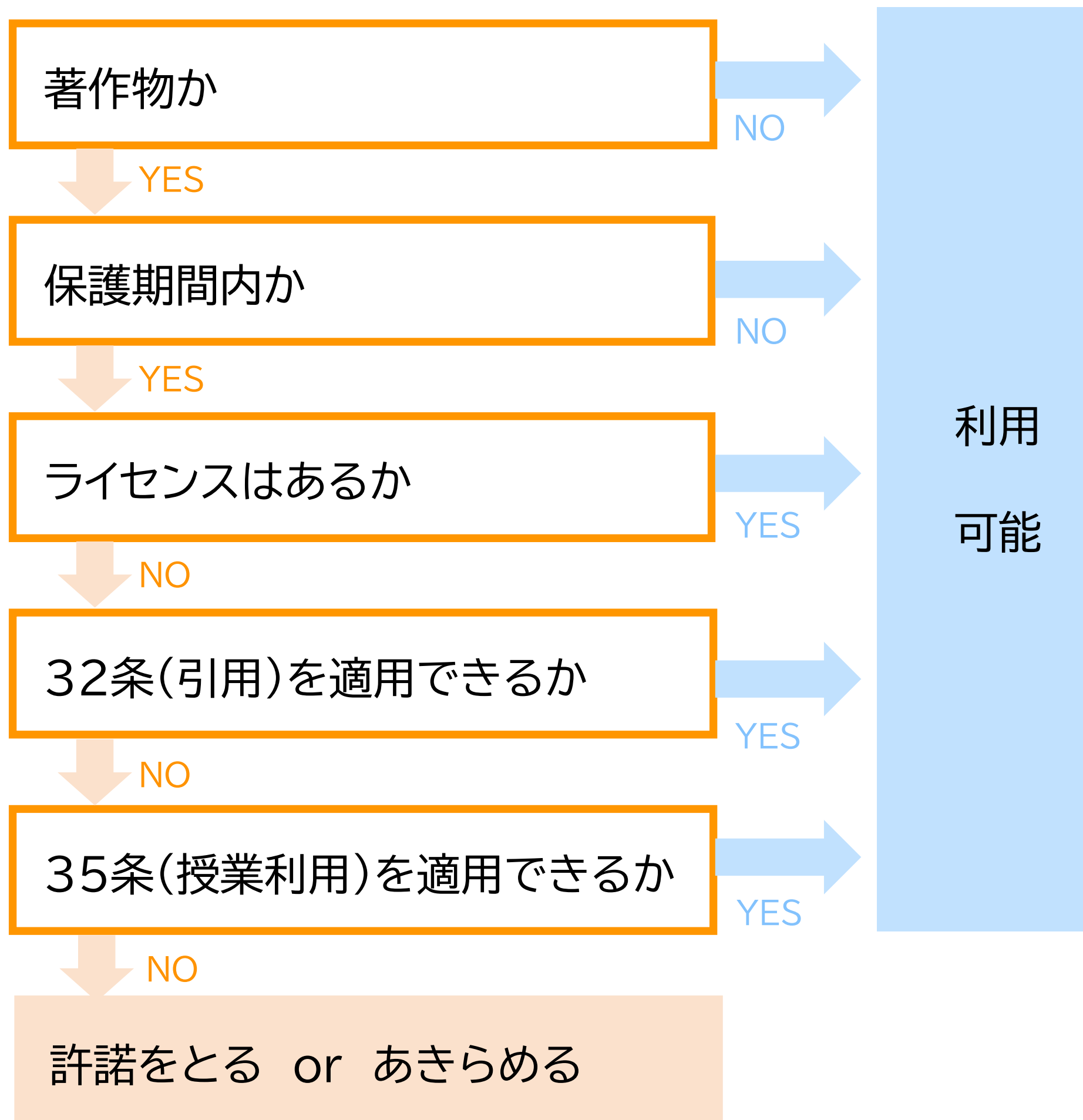
過去の試験問題をオープンキャンパス等で配布はNG

授業での著作物利用

授業での第三者の著作物利用

第三者の著作物を・・・

- 教材や課題の材料として使う →複製
- 板書する→複製
- LMSやTeamsに掲載する →複製, 公衆送信
- スライドに入れて, 講義で見せる →複製, 上映
- YouTube動画をPCで再生しているものを, プロジェクタでスクリーンに映す →公の伝達
- Web上で使うアプリケーションを, 操作している様子をスクリーンに映す →公の伝達
- 録画してたTVの情報番組を, 講義室で再生して見せる
→上映



保護期間を確認する

保護期間が切れていれば利用可能

- ・ 著作物の創作時から著作者の死後70年
- ・ 無名、変名、団体名義の著作物、映画の著作物は、著作物の公表時から70年
- ・ 実演は、実演時から70年
- ・ レコードは、音の固定(録音)時から発行後70年
- ・ 放送・有線放送は、放送時から50年

外国の著作物は、戦時加算に注意

第二次世界大戦中は著作権が保護されていなかったものとして加算する。
加算日数は相手国によって違うが、約10年程度

パブリック・ドメイン(PD)のものを探す

ジャパンサーチ

書籍等・文化財・メディア芸術等のデジタルアーカイブと連携した検索サイト。
教育・商用利用検索では, 自由利用が可能な権利表記をもつ資料を検索可能

国立国会図書館デジタルコレクション

「インターネット公開(保護期間満了)」はPD
書籍・雑誌・音源等(※著作権が存在するものも含む)

青空文庫

書籍(※著作権が存在するものも含む)

IMSLP(国際楽譜ライブラリープロジェクト International Music Score Library Project)

パブリックドメインの楽譜

(※ 国によって保護期間が満了していない可能性もあるとの免責事項あり)

ライセンスを確かめる

- ・「フリー素材」は著作権を放棄しているわけではない
- ・ネットにUPされているからといって, 自由に使っていいわけではない

利用規約や 利用条件の 確認が必要

The screenshot shows the Irasutoya website's 'About Usage' page. The header includes navigation links: ホーム, ご利用について (highlighted with an orange box), よくあるご質問, and お問い合わせ. The main content area is titled 'ご利用について' and features a black rabbit mascot. Below the mascot, the text reads: 'ご利用規定' (Usage Regulations), '当サイトで配布している素材は規約の範囲内であれば、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。' (If the materials distributed on this site are within the scope of the regulations, they can be used for free by individuals, corporations, commercial, or non-commercial purposes.), and '以下の場合、有償にて対応させていただきます。' (In the following cases, we will respond on a paid basis.). A list of prohibited uses follows: '公序良俗に反する目的での利用' (Use for purposes contrary to public order and good morals), '素材のイメージを損なうような攻撃的・差別的・性的・過激な利用' (Use that damages the image of the material, such as aggressive, discriminatory, sexual, or excessive use), '反社会的勢力や違法行為に関わる利用' (Use involving anti-social forces or illegal acts), '素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売' (Redistribution or sale of the material itself as content or goods), '(LINEクリエイターズスタンプ等も含みます)' (Including LINE Creator Stamps, etc.), and 'その他著作者が不適切と判断した場合' (In other cases where the author judges it inappropriate). Below this, it states: '以下の場合、有償にて対応させていただきます。メニューの「お問い合わせ」からご連絡下さい。' (In the following cases, we will respond on a paid basis. Please contact us from the 'Contact Us' menu.). A list of cases follows: '素材を21点以上使った商用デザイン (重複はまとめて1点)' (Commercial design using 21 or more materials (counted as 1 point for repeats)) and '素材の高解像度データの作成 (高解像度イラストのサンプル)' (Creation of high-resolution data of the material (sample of high-resolution illustration)). The footer section is titled '著作権' (Copyright) and states: '当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します。' (The materials on this site are free to use, but we do not waive copyright. All copyright of the materials is owned by Mimifunetaka.) and '素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または加工の多少で著作権の譲渡や移動はありません。' (Materials can be edited or processed freely within the scope of the regulations. However, the presence or absence of processing, or the amount of processing, does not result in the transfer or movement of copyright.).

クレジット表記が必須な場合もよくある

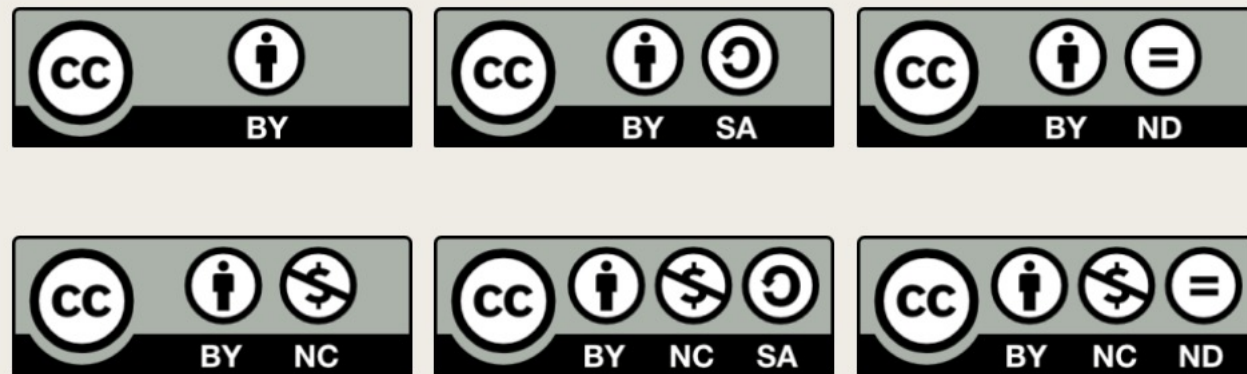


この地図を埋め込むことにより、[利用規約](#)に同意したことになります。

削除や分離は禁止

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません」という意思表示



BY(表示):クレジット(氏名, タイトル等)を表示することが条件

SA(継承):改変した場合、元の作品と同じCCライセンスをつけることが条件

ND(改変禁止):改変をしないことが条件

NC(非営利):非営利であることが条件

CC0は自由に利用可能

■ ライセンスが表記してあるところから使う

Flickr, Wikipediaはライセンスが表記されている



ライオン_オス

Kevin Pluck - Flickr: The King.

Lion (*Panthera leo*) lying down in Namibia. Photographer's [comment](#): "[I was] standing on a viewing platform about 25m away. He wasn't doing much at all other than looking regal. There where *[sic]* some lionesses down below growling and pacing but they were in the shade so I didn't get very good pictures of them. [...] They were from [Okinjima AfriCat](#) foundation who look after injured or orphaned cats until they can be returned to the wild. They also educate farmers on practices on how to raise stock with large cats."

CC 表示 2.0 規約を閲覧

File: Lion waiting in Namibia.jpg

作成: 撮影日: 21 August 2004

Wikipedia
「ライオン」の項目

GoogleやBingはライセンスで検索できる



引用(32条)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

条件を満たしていれば「利用」できる。

条件は「すべて」満たされなければならない。

法律に条件が全部書かれているわけではないが、
判例などにより、一般化された条件

引用(32条)の条件

- 公表された著作物であること

学生が課題で提出しただけでは「公表」したとは言えない

- 出所を明示すること

出典を書かないと出所明示義務違反(48条)

- 引用部分を改変していないこと

原文に誤字などあったとしても

写真や画像などで一部使いたい場合は, その旨を明記



この絵の中で, とくに
手の表現について, 言及したい!

「モナ・リザ」(レオナルド・ダ・ヴィンチ) 手の部分の拡大画像

100

- [illegible]

[illegible]

講義スライドは、教師の説明が「主」となる場合に

講義後スライドだけを配布する際には「引用」は難しい

引用(32条)の条件

- 引用による利用行為が「公正な慣行」に合致し、
「引用の目的上正当な範囲内」であること
- 公正な慣行
権利者に経済的に大きな影響を与えるような使い方は
NG
- 正当な範囲
言及のない箇所まで転載しない
にぎやかしのために入れるイラストはNG

学校その他の教育機関における複製等(35条)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

法律の条文で、むずかしい……

2018年に35条が改正されました

旧35条

第1項

要件を満たせば、
授業目的の複製は
無許可で可

第2項

遠隔合同授業等の場合、
授業目的の公衆送信は
無許可で可

改正35条

第1項

要件を満たせば、授業目的の
複製・公衆送信・公の伝達は
無許可で可

できることは
この3つだけ

第2項

上記の公衆送信を行う場合は、
「教育機関の設置者」が
補償金を著作権者に支払う

大学は
学生1人につき
720円/年

第3項

遠隔合同授業等の場合、
授業目的の公衆送信は
補償金不要

今まで無償だった遠隔合同授業
(同時)は引き続き無償

改正著作権法第35条運用指針

権利者と教育機関で、1つのガイドラインを作成



改正著作権法第35条運用指針
(令和3(2021)年度版)

<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>



改正著作権法第35条運用指針

(令和3(2021)年度版)

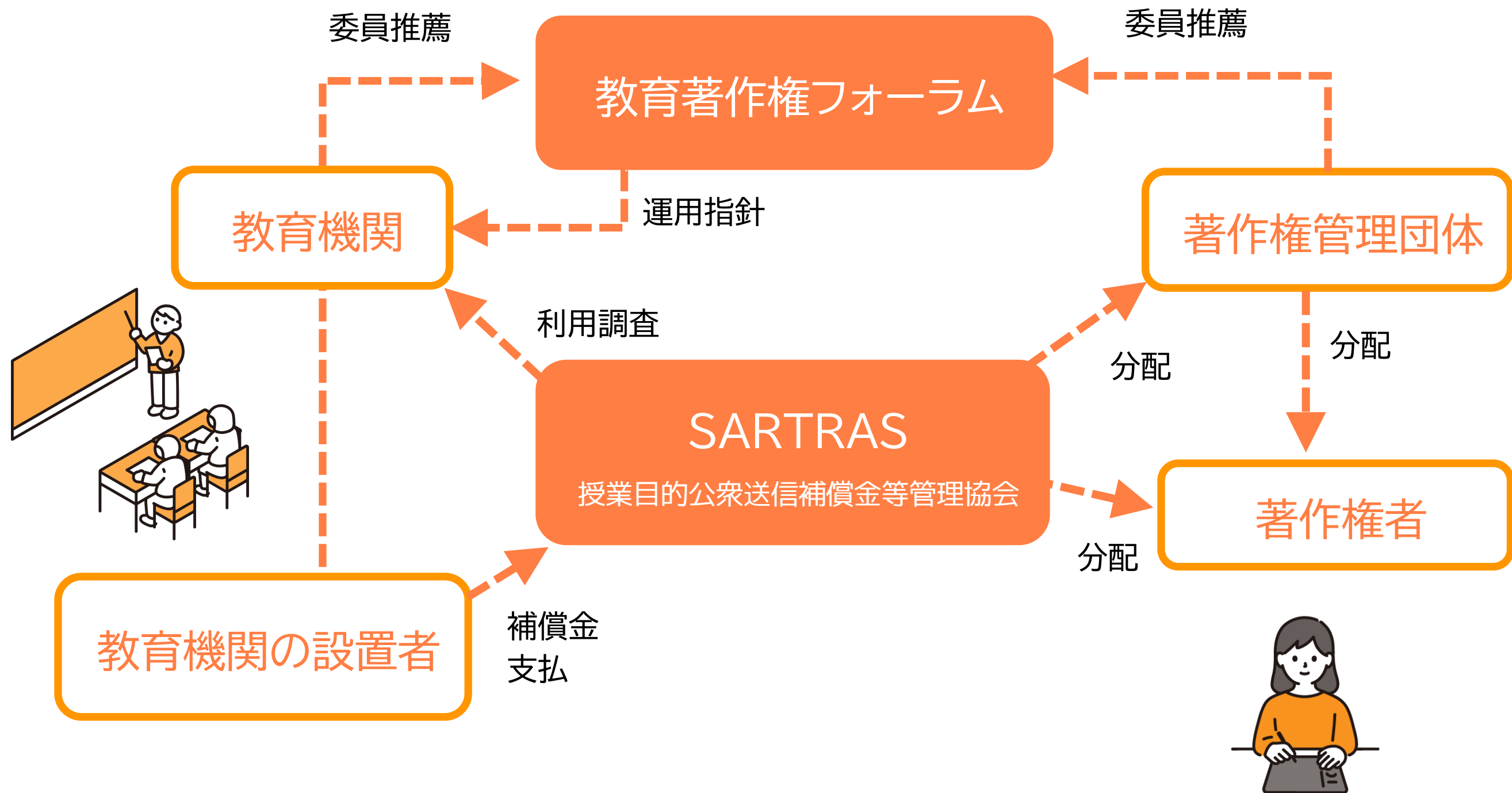
2020年12月

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本資料は、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換、協議の中で、改正著作権法第35条を運用する際に使用する用語の定義等に関して、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本資料の内容については、定期的に見直すことにしています。

同条でいう授業の過程における著作物の利用の条件については、今後も、共通認識の得られた事項を順次公表してまいりますので、参照される場合には、公表の年月をご確認のうえ最新のものをご利用ください。

SARTRASと教育著作権フォーラム

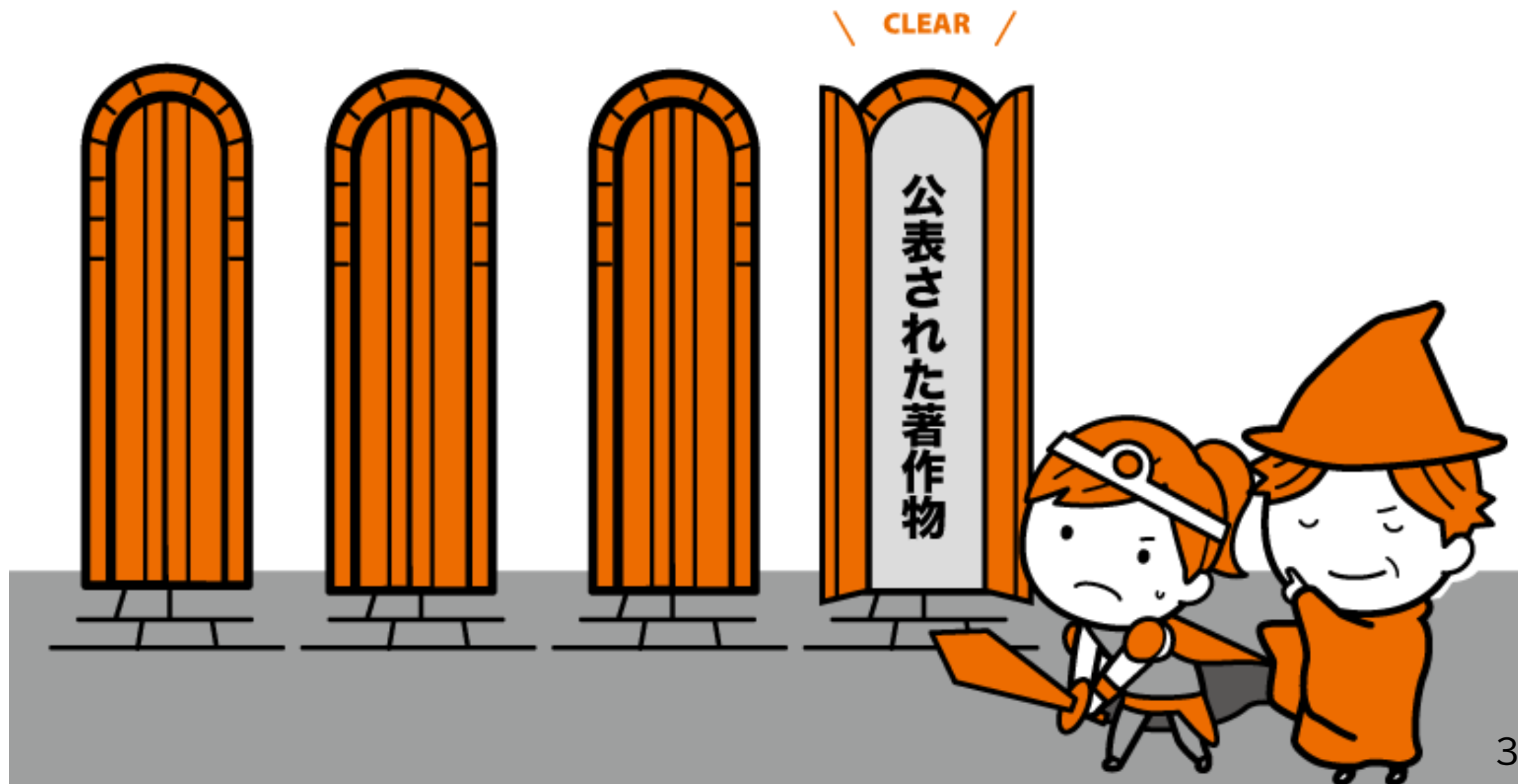


みなさんのところにも分配の連絡があるかも

35条による適法な著作物利用クエスト

大前提 公表されていないものは適用できない

課題で提出した, 授業で作成した, だけでは
「公表」しているとは言えない



「教育機関」でおこなわれる「授業」であること

教育機関

学校, 大学, 図書館, 教育センター etc

授業

講義, 予習・復習, ゼミ

公開講座

履修証明プログラム

報告の必要

教員免許講習

初等中等の特別活動(学校行事など)

初等中等教育の部活動

NG

- FD/SD
- 大学の行事
- 大学のサークル活動
- オープンキャンパス
- 保護者会



「教育を担当する者」と「授業を受ける者」がおこなうこと

教育を担当する者＝実際に授業をおこなう人

授業を受ける者＝教員等の指導を受けて実際に学習する人

名称は問わない

事務職員やTAなどの教育支援者・補助者らが
学校内の設備を用いるなど学校の
管理が及ぶ形でおこなうのは
OK



「必要な限度」内であること

教員が客観的に必要性を説明できなければいけない

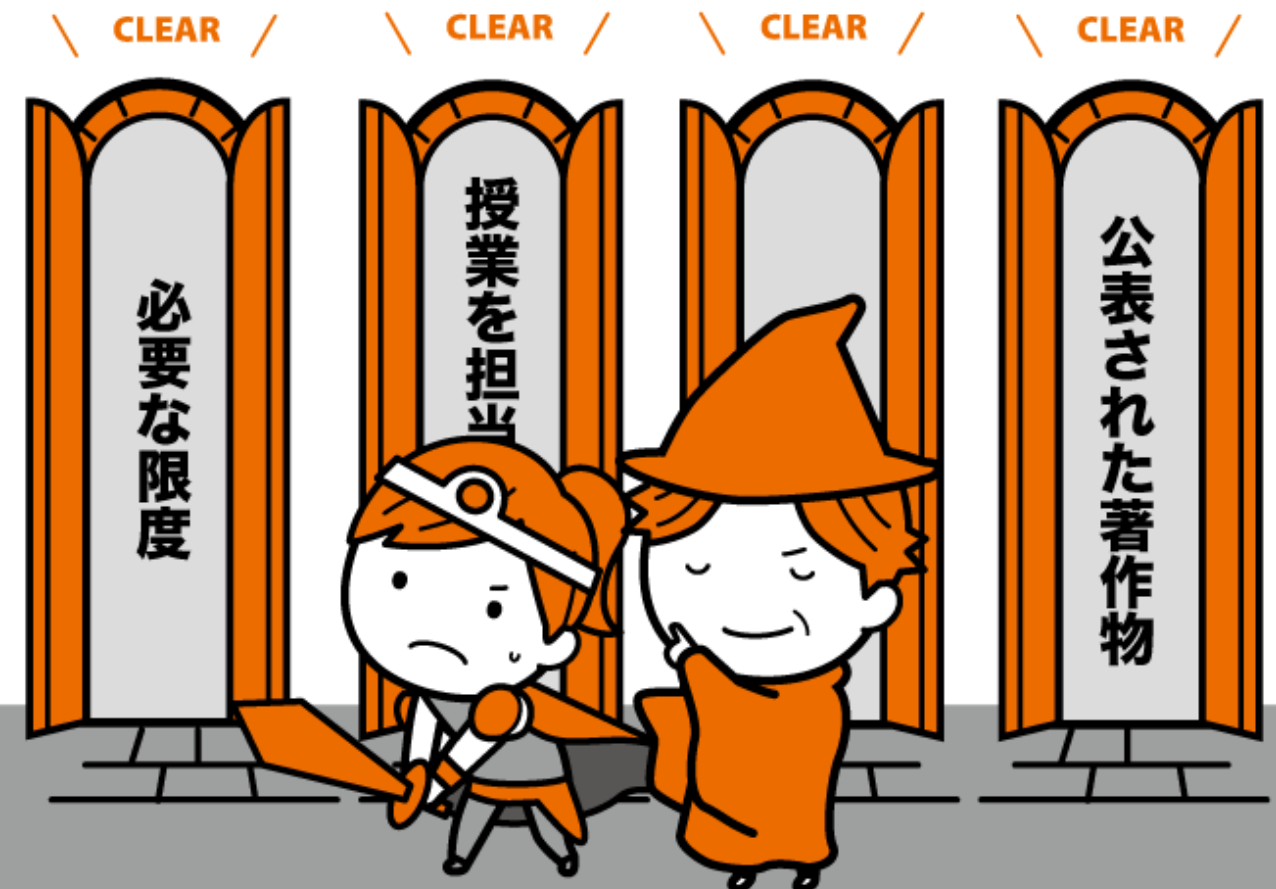
クラス内の配布, 公衆送信はOK

1クラスの人数は問わない

授業参観で保護者等に配布してもOK

NG

- 誰でもアクセスできるWeb公開
- 教員間の使い回し
- 全15回の授業で少しずつだが, 結果本1冊コピー
- 授業期間外の利用



表示期限を設定する

ファイルを選択する 新しいファイルの最大サイズ: 250 MB





■ ファイル



教材.pdf

＞ アピアランス

＞ モジュール共通設定

▼ 利用制限

アクセス制限

学生は 合致する必要がある > 以下の条件に対して



日付 終了 31 3月 2025

00 : 00

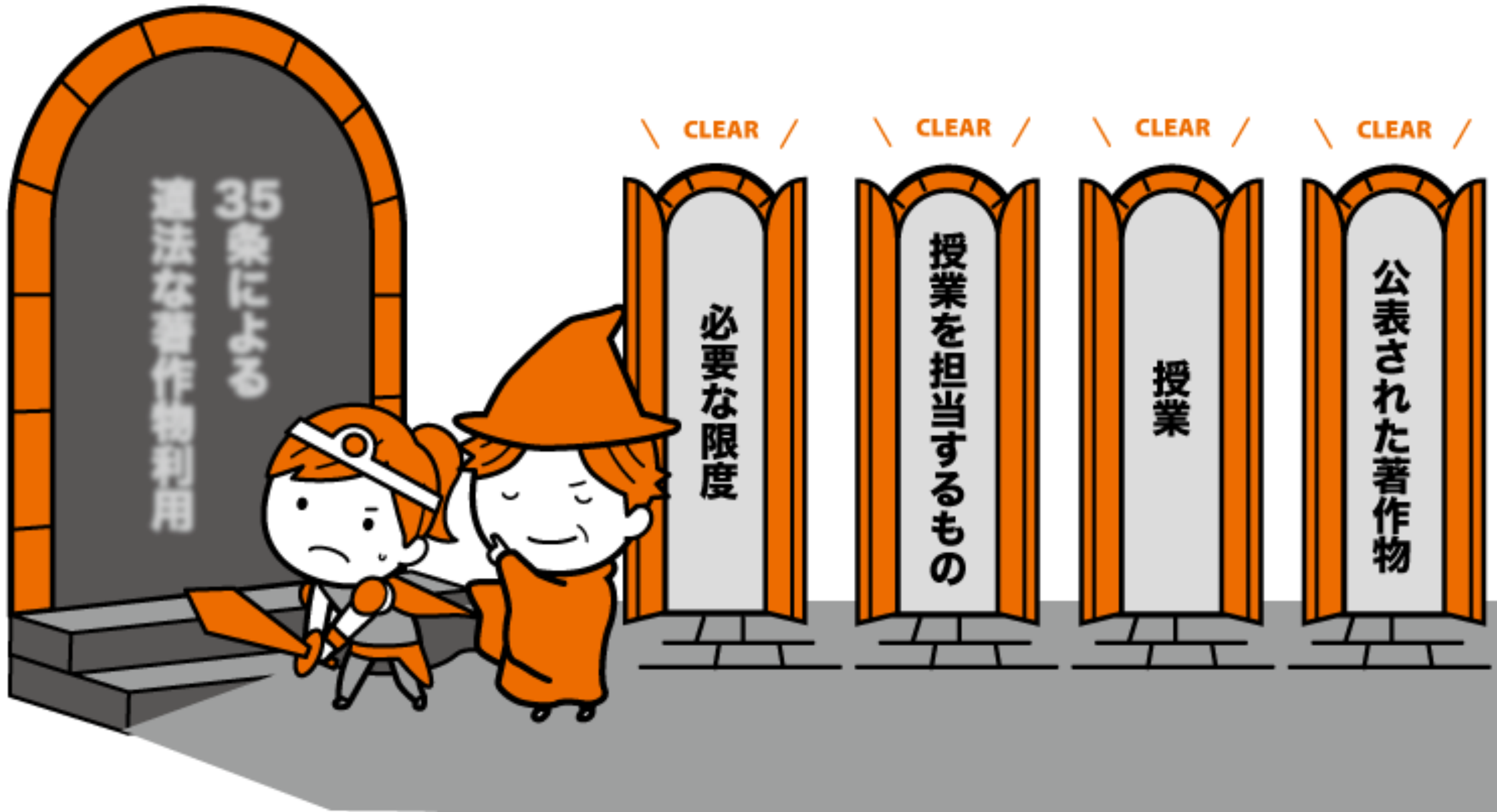


制限を追加する ...

35条適用コンテンツは、授業期間
終わりまで

「情報基礎1」「情報基礎2」のような授業で、
「1」を受けることが「2」の前提になっているような場合は、「2」の終了までOK

ここまできたら35条適用できそうに思えるが...



35条には、ただし書きがある！

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。



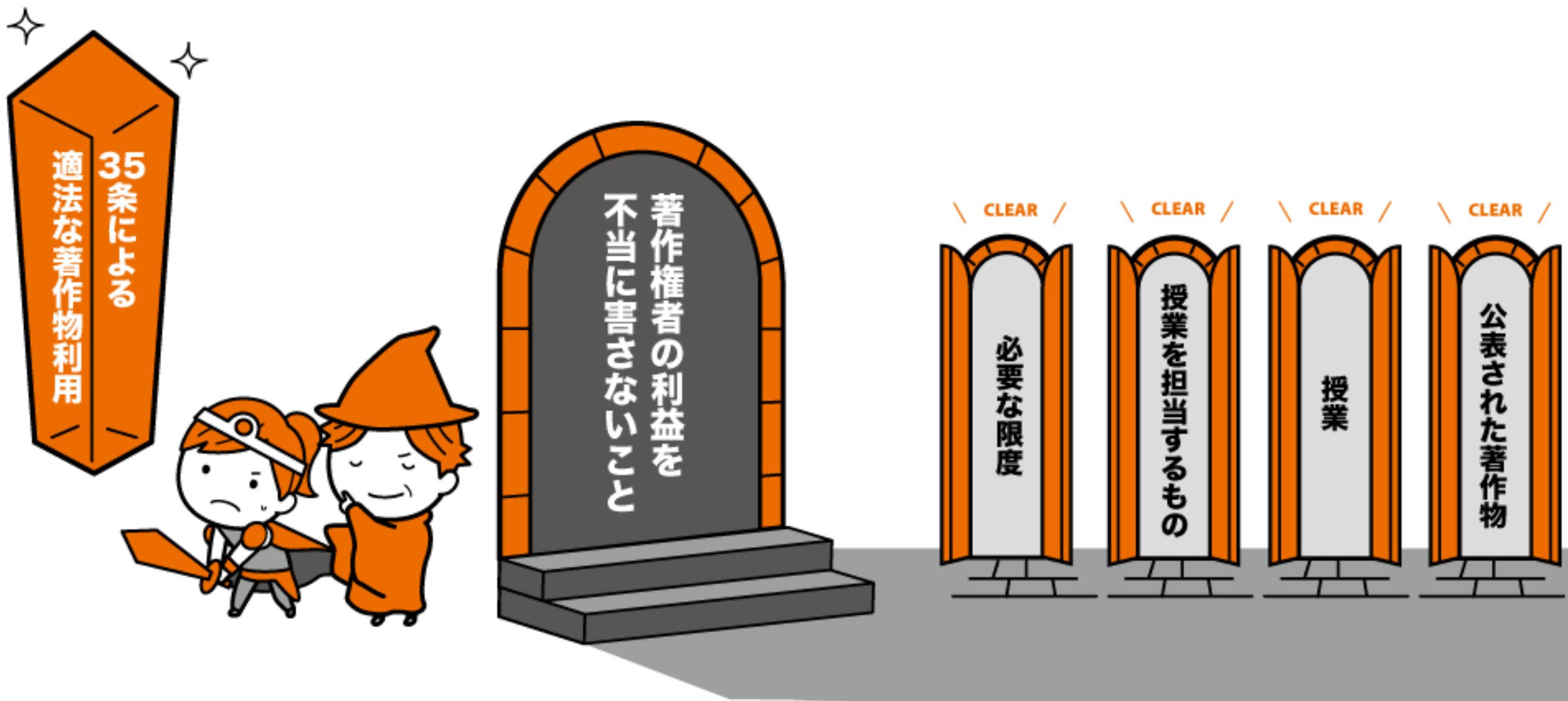
著作権者の利益を不当に害することとなる場合

- ・ 通常購入して利用すべき著作物を買わずに済むようなかたちで学生・生徒に提供すること
 - ex)ドリル, 参考書, 問題集, 教育用映像ソフト, 脚本, 楽譜など
- ・ プログラムやアプリケーションを1つもしくは1ライセンスだけ購入し, 複数の学生・生徒に複製・配布
- ・ 美術や写真等を集めて, 高品質で製本したものを配布
- ・ 授業で扱うかわからない状態で, 組織的に著作物を素材として, データベース化, ライブラリ化
- ・ 授業では直接扱わないが, 参考資料としてコピーを配布

■ 全部を複製しても利益を不当に害さない可能性が高い

- ・ 採択された教科書中の著作物の利用
- ・ 一部だけを使うことが難しいもの, 一部を切り取ることによって同一性保持権を侵害してしてしまう場合
 - ・ 俳句、短歌、詩等の短文
 - ・ 新聞に掲載された記事等の言語の著作物
 - ・ 写真、絵画(イラスト、版画等を含む)
 - ・ 彫刻その他の立体の美術の著作物
- ・ 発行から相当期間を経て入手しにくくなった雑誌などの記事
- ・ 学生・生徒が購入している資料の一部(図やグラフなどは全部)を, スクリーンに投影して見せるために複製
- ・ 授業風景や解説の動画の中で, 映像の一部になっている著作物

すべてをクリアすれば適法な利用に・・・



授業で学生に著作物を扱わせる際も同様

上映などの権利制限(38条)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

非営利・無償なら, 上映や口述ができる

基本的に, 大学の授業は該当

動画を授業で使用する場合

講義室での対面授業

- ・ テレビやPCを使って, 放送・配信されているものを受信して, スクリーンに映す → 公の伝達 → 35条
- ・ 録画したものを上映 → 38条

オンライン授業

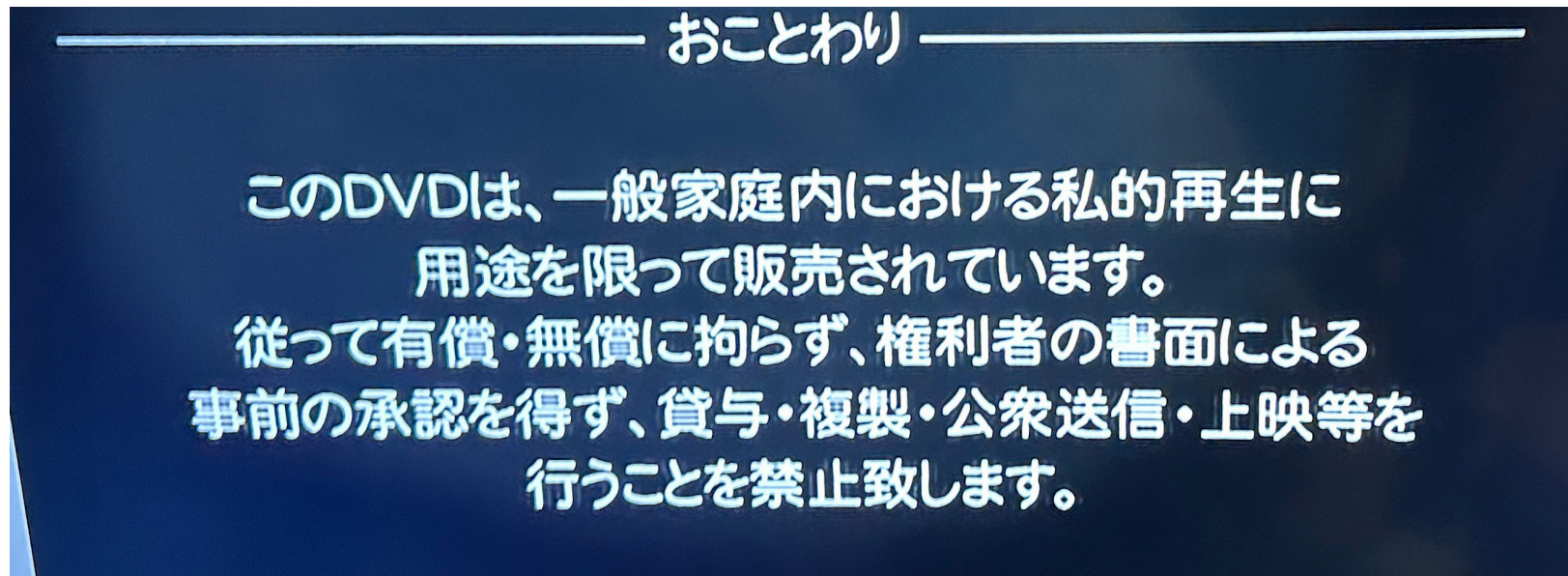
- ・ LMSやTeamsの配信 → 公衆送信 → 35条
- ・ Zoom等のテレビ会議で画面共有 → 公衆送信 → 35条

35条は「ただし書き」に注意

動画を全部や, ずっとオンデマンドで見られるようだとNGの可能性

オーバーライド問題

販売DVD・Blu-rayの「おことわり画面」



どちらが優先されるか専門家でも意見がわかれる
個別事案による

■ 契約違反になる場合もある

Netflixの利用規約

「お客様の個人的な非商業的用途に限る」

Netflixを見れる人は契約しているので、契約違反になる可能性がある

オープンアクセスのWebサイトの掲載されている著作物で、
ひっそり目立たないところに「転載不可」などと書かれていて、
同意についてクリックも求めていない場合には、
契約とはならない可能性が高い

(経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(2020年)39頁)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828001/20200828001-1.pdf>

許諾をとる

著作財産権は譲渡できる。著作者 ≠ 著作権者 となることもある。

著作者人格権に関する事→著作者に許諾をとる

著作権(財産権)に関する事→著作権者に許諾をとる

共同著作物の場合は、全員の許諾が必要

二次的著作物の場合は、原著作権者と二次的著作物の著作権者の両方の許諾が必要

著作権を管理している団体の窓口をまず調べると良い

「著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、
取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならない」
(著作権等管理事業法16条) →基本的に対価を払えばOK



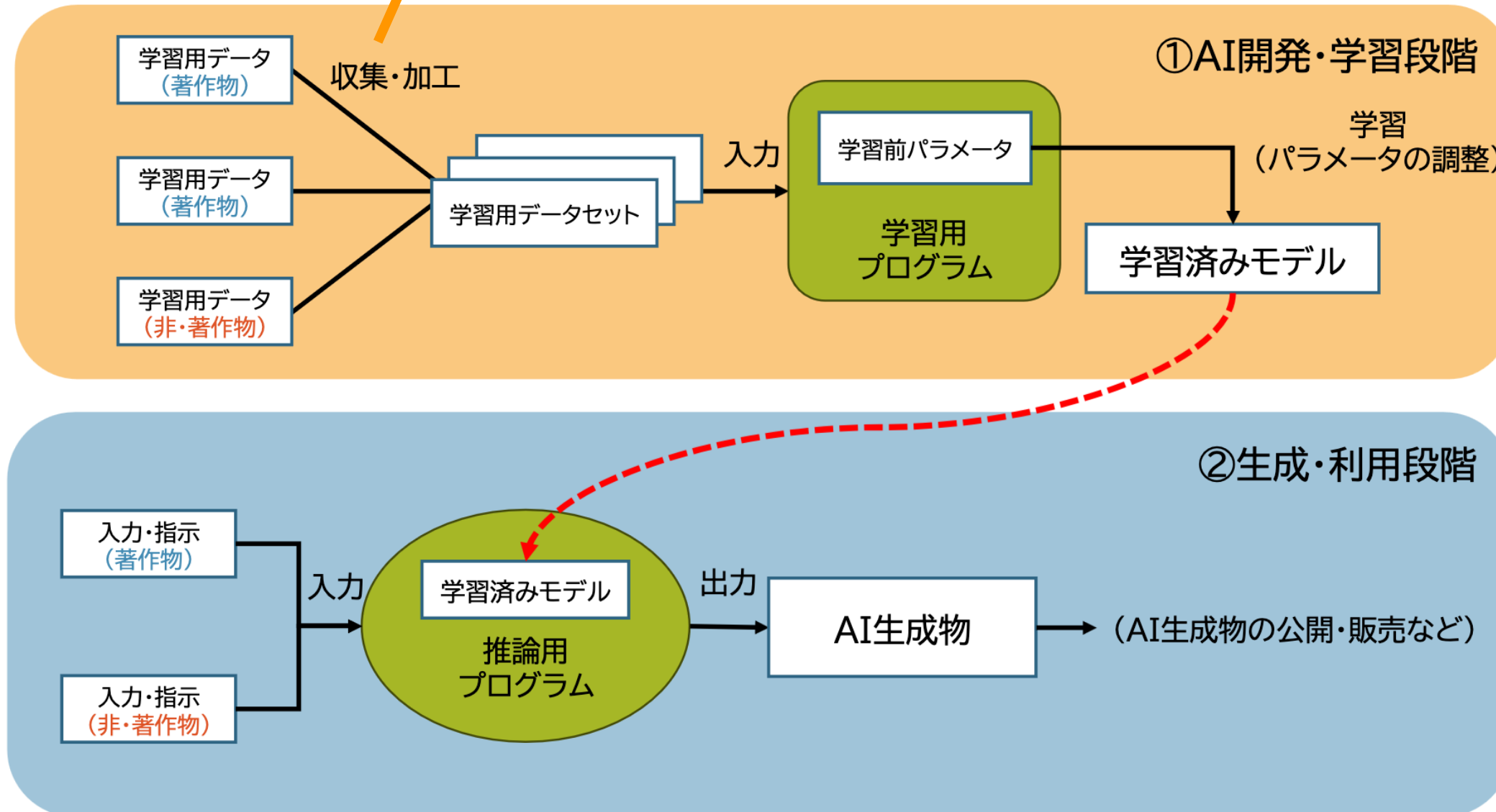
まとめ

- 引用(32条)
 - ・ 条件を全部守れば利用できる
- 授業での複製等(35条)
 - ・ 複製, 公衆送信, 公の伝達だけ
 - ・ 同時以外の公衆送信は補償金を支払う
 - ・ ただし書きに注意
- 非営利・無償の上映(38条)
 - ・ 利用規約に注意
- 権利制限を適用できない場合は, 許諾をとる

おまけ 生成AI

享受を目的としない情報解析はできる(30条の4)

生成AIの開発と利用の流れ(一般的な例)



著作物が学習データとして用いられないよう, オプトアウトすることも必要

出力されたものの扱い

そのまま機械翻訳しただけだったら、新たな創作性は発生していない。

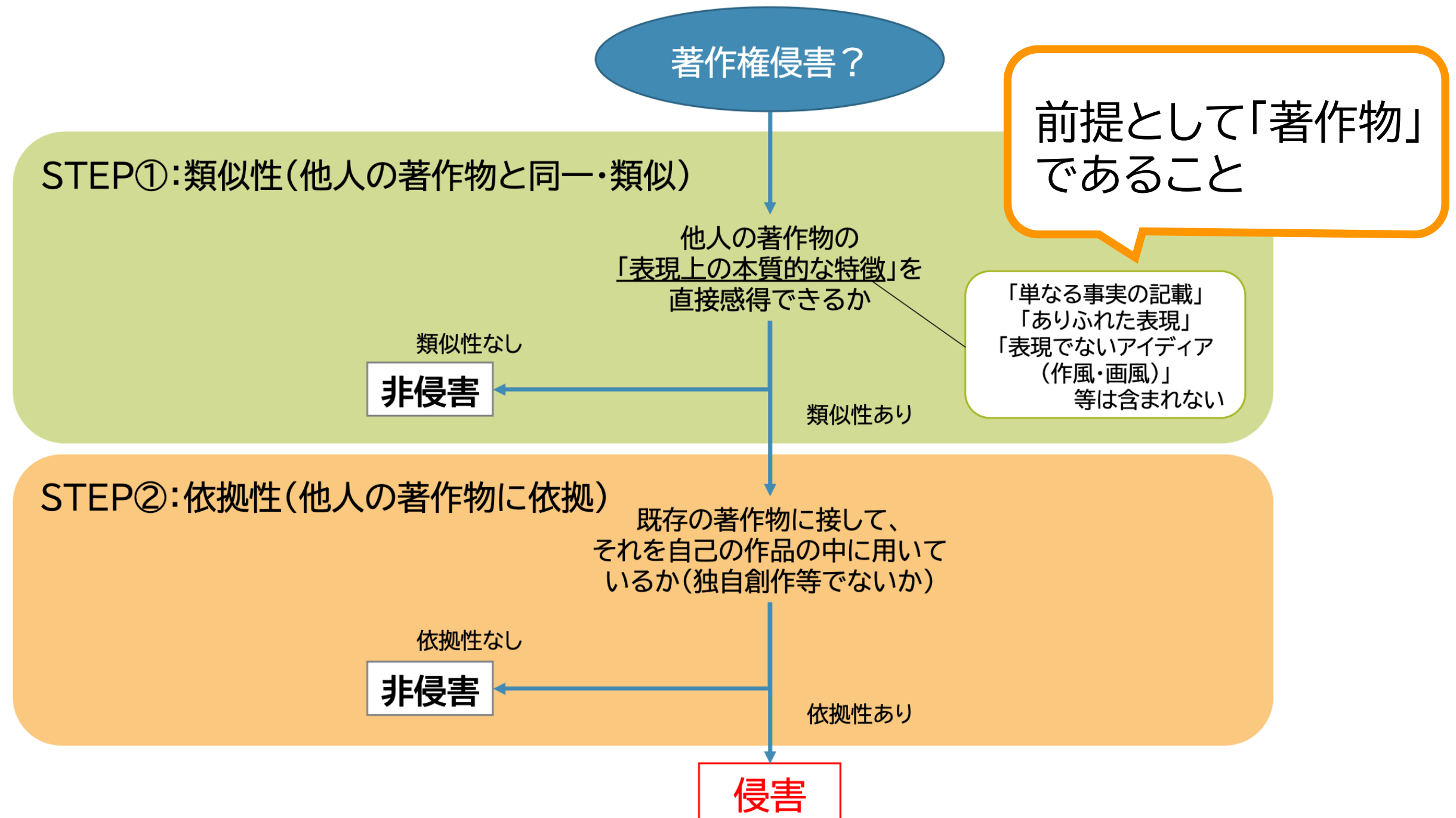
単純な単語の羅列や短い文章で生成されたものは、著作物とならない可能性が高い。

プロンプトに創作性があり、出力されたものからその創作性を感得できるような場合は、著作物になる可能性もある。

OpenAIの利用規約だと、出力されたものは、自由に利用できる。

プロンプトや生成されたものに著作権が発生するか議論中

著作権侵害になる可能性もある



文化庁「AI と著作権に関する考え方について」2/12までパブコメ
文化審議会著作権分科会において報告・審議後、公開される予定

さいごに

法律は解釈のものなので、正直裁判になってみないとわからないことが多い

→ 個別事案を「**総合考慮**」の上、判断する必要がある

気をつけられることを気をつけて
権利制限の範囲で、公正利用しましょう

許諾をとると確実

参考資料

- [すごくわかる 著作権と授業](#) 大学ICT推進協議会
- [教育現場と研究者のための著作権ガイド](#)
上野達弘編, 有斐閣, 2021
- [改正著作権法第35条運用指針\(令和3\(2021\)年度版\)](#)
- [文化庁 著作権に関する教材・講習会](#)
- [文化庁 著作権セミナー「AIと著作権」\(令和5年度\)](#)
- [AIと著作権](#)
上野 達弘, 奥邨 弘司 編著, 勁草書房, 2024